

議会評価一覧

評価 5 十分な成果が出ている 4 成果が出ているが改善の余地がある 3 成果が不十分
 2 成果が出ていない 1 条例又は規則等の見直しが必要 0 評価なし(評価対象外)
 今後の方向性 A 現状のまま継続 B 一部改善 C 全面的に改善 D 終了、廃止、休止
 ※3常任委員会の評価と方向性の表記は左から総務教育・環境厚生・産業建設常任委員会

分類別番号	条 項	必須性	委員会	評価	方向性
I - 開かれた議会 ⇒ 透明性とその発信					
I-1	第6条(情報公開と市民参加)第1項~3項 第7条(広聴広報活動の充実及び市民との連携)	必須	議運	4	B
I-2	広報誌	努める	広報	5	B
I-3	ホームページ	努める	広報	5	A
I-4	その他のツール	努める	広報	4	B
I-5	第26条(政務活動費)	必須	議運	4	B
II - 市民とともに歩む議会 ⇒ 市民の意見の反映等					
II-1	第6条第4項(市民参加)(公聴会等の活用)	必須	3委員会	0.5.5	A.A.A
II-2	第6条第5項(市民参加)(請願提案者の意見等)	選択	3委員会	5.5.5	A.A.A
II-3	第8条(市民議会)	努める	広聴	4	A
II-4	第9条(議会報告会)	必須	広聴	4	A
II-5	第10条(市民懇談会)	必須	広聴	0	A
II-6	第11条(政策討論会)	選択	議運	0	B
II-7	第23条(議会サポーターの設置)	選択	議運	0	A
III - 行動する議会 ⇒ 権限の発揮度と成果の追求					
III-1	第3条第5号、第7条(政策提言)	選択	3委員会	0.5.4	A.B.B
III-2	第12条(市長等との関係の基本原則) 第13条(議会審議における論点情報の形成)	必須	3委員会	0.0.0	A.C.-
III-3	第14条(政策評価)	選択	3委員会	3.5.4	A.A.B
III-4	第15条(予算、決算における政策説明) 予算	必須	3委員会	4.5.4	B.A.B
III-5	第15条(予算、決算における政策説明) 決算	必須	3委員会	4.5.4	A.A.B
III-6	第16条(議決事件の追加)	選択	議運	4	A
III-7	第17条(自由討議による合意形成)	必須	議運	5	A
III-8	第19条(政策検討会) ⇒ 11条の討論会と連動	条件必須	議運	0	B
III-9	第22条(議会モニターの設置)	必須	議運	4	A
III-10	第24条(議会アドバイザーの設置)	選択	議運	5	A
III-11	第34条(危機管理)	選択	議運	4	B

◆ 3つの理念のまとめ

I - 開かれた議会

(5段階評価数値平均 昨年度4.0 ⇒今年度4.4)

議会の透明性とその発信については、議場での審議等をインターネット中継とYouTube配信を行ったが、情報公開の充実を念頭に置いて考えると、現在は行っていない各常任委員会の協議内容の公開についても今後、検討していく必要がある。併せて、広い世代に情報を届けるツールとして、SNSの配信についても検討課題である。

政務活動費については、計画的な活動展開を図るために、年度始めの活動計画の立案を協議してきたが、新型コロナウイルス感染症の環境の中で実施が難しいことから保留とし、改選後から使用できる計画書のフォーマットの作成に留まった。また、購入した資料については活用の仕方を公表する必要性のあることや評価における「成果」の解釈について議論の必要があったとした。

全体的な評価としては、成果は出ていることを受け止めつつ、改善すべき内容も明らかになっていることから、改善に向けた協議が長引かないように計画的に取り組むことが必要である。

II - 市民とともに歩む議会

(5段階評価数値平均 昨年度3.2 ⇒今年度4.5 但し評価対象外3項目)

請願については、評価は全常任委員会とも「5」の評価となっているが、請願は市、国などにに向けた内容に分かれることが多いことから評価項目を分類して行うことも今後の課題とする。

市民懇談会については、広聴常任委員会を評価対象委員会としているが、その他の常任委員会にも関わる項目であることから、次年度からは評価対象委員会を全常任委員会とすることとした。

市民懇談会・政策討論会・議会サポーターの設置の評価が「0」評価なし(評価対象外)となっている。その理由には新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、計画をしていたがやむを得ず中止したこともあり残念な結果となった。

議会サポーターについては、高校や大学と連携しつつ市民が議会に興味・関心を持てるように議論を重ねていくことを確認した。

市民議会・議会報告会についてはコロナ禍の困惑した環境の中でも前向きに取り組む市民の声を聴取することが出来たが、対象団体の対象拡大や説明資料の工夫が必要である。

III-行動する議会

(5段階評価数値平均 昨年度3.3 ⇒今年度4.2 但し評価対象外2項目)

市長等との論戦については、総務教育・環境厚生・産業建設常任委員会の評価は「0」評価なし(評価対象外)の結果となっている。しかし、方向性の項目で、環境厚生常任委員会は、論戦する機会や争点をどこにするかなど、具体性に欠けるために評価できないとし、今後、実施要項を別に定める必要があるとしている。今後は滝沢市総合計画など市長が提案する重要な政策について予算決算常任委員会との連携を含めて検討していく必要がある。

予算決算における審査については、十分な審査に繋げるために前年度決算・予算・補正等の資料を議会独自で作成すること、審議期間の確保について挙げられた。

危機管理については、業務継続計画(議会BCP)の策定に着手したことにより新型コロナウイルス感染症等の今後の対応に役立つものと捉える。

◎評価のまとめ

改選後から数か月して起こった新型コロナウイルス感染症の猛威は、令和4年度には緩やかになりつつあると見られたが、感染者の増加が時折みられ油断できない環境にあった。その中で、議会活動も縮小を余儀なくされることもあり、市民の声を聴く機会として設置している市民懇談会等が十分に展開できなかったことなどは残念な結果となった。

令和3年3月に市に提出した「若者定住に関する提言書」に関して、令和5年度当初予算審議において継続的な審議を十分に行うことが出来たことは大きな成果と捉える。また、第2次滝沢市総合計画の協議においても、結果としては途中で中止となったが特別委員会を設置し、第1次滝沢市総合計画の振り返りを行いながら議会の成果に触れつつ進めた経緯は今後の議会活動に役立つものと捉える。前年度との比較に関しては、大幅に変動のあった項目は無かったが、政策討論会と政策検討会については、令和3年度の評価において実施要項の作成を引き継ぎ事項としていたにも関わらず令和4年度も達成できなかった点は大いに反省すべき点である。評価の基準については、新たに評価対象外として「0」評価なしを加え、実施しなかった項目について改善点等を明確にするとともに、評価シートの評価細目の追加も含めて全体で共有しながら柔軟な評価に努めた。

今回の評価結果では、権限の発揮度と成果の追求が目立った項目として挙げられる。このことは、これまで培ってきた議会サイクルの取り組みが進展していることの表れであると言える。今後は、議会サイクルの充実に取り組んでいくために、評価内容の柔軟な改善を含め、滝沢市議会基本条例との統合性を図りながら必要な要項の作成や改善等を速やかに進めることが大切と捉える。

I-1 《議会運営の情報公開》 開かれた議会（情報公開とその発信）

必須

検討委員会等 ① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	議会運営の情報公開				条例との関係 § 6-1～3
					規則等の有 / (無)
評価細目	① 情報公開の徹底と説明責任	② 全ての会議の公開	③ 議事録の公開	④ その他	
現状とその課題	①議会の運営について協議する場であるため、議場での委員長報告、本会議運営等により会議の内容を公開している状態にある。 ②全ての会議を公開している。 ③議事録は全て作成され、公開できる状態にある。 ④会派等合同会議の議事録は作成されていない。				
評価	5：十分な成果が出ている (80点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60～80点程度) 3：成果が不十分 (40～60点程度) 2：成果が出ていない (40点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし (評価対象外)				
4	評価の理由又は根拠 ・全ての会議を公開している。 ・委員会の中継について改善の余地がある。				
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：B				
B	議会運営委員会及びその他委員会のインターネットでの中継等を検討する必要がある。				

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議を始め全ての会議を原則として公開するものとする。

3 議会は、本会議、委員会等終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。

(4項はII-1で、5項はII-2でそれぞれ評価)

I-2 《議会だより》 開かれた議会（情報公開とその発信）

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	議会だより・広報誌の発行と充実					条例との関係 § 7-1
						規則等の有/無：議会広報発行規定
評価細目 (規定による)	① 発行回数 6 回以上	② 記事内容 1 定例会等の事項 (議決一覧等)	③ 記事内容 2 委員会に関 する事項	④ 記事内容 3 請願・陳情 等の事項	⑤ 読み易さ・見 易さ・親しみ 易さ等々	
現状と その課題	① 基本は年 5 回通常号を発行することとしているが、必要に応じて臨時号を発行する場合がある。令和 4 年度は、通常号を計 5 回発行した。 ② 議決結果（議案一覧、賛否表、討論内容）と一般質問を必ず掲載している。 ③ 所管事務調査の項目や調査状況、調査結果を随時掲載している。 ④ 請願は本会議での議決結果を掲載しているが、紙面の都合上趣旨や内容は掲載していない。陳情は請願と同様に取り扱うことと決定したものは請願と同様の掲載方法としているが、その他の陳情は掲載していない。 ⑤ できるだけイラストや写真を入れるよう意識しているが、伝えたい情報が多く、文字が多くなっている。					
評価	5：十分な成果が出ている (80 点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60～80 点程度) 3：成果が不十分 (40～60 点程度) 2：成果が出ていない (40 点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし (評価対象外)					
	5					
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3 年度：B 発行規程に定める回数を満たしていないが、十分な情報発信ができています。実務に合わせ、発行回数を改正する必要がある。					
	B					

第 7 条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心が持て、理解が得られるよう、**議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。**

《広報発行規定》…例規集 P209

第 2 条 議会広報に掲載する事項は、次にあげるとおりとする。**(1)定例会、臨時会に関する事項、(2)委員会に関する事項、(3)請願、陳情に関する事項、(4)その他必要と認める事項**

第 3 条 議会広報は、**年 6 回発行する**。ただし、必要により発行回数を変更することができる。

I-3 《ホームページ》

開かれた議会（情報公開とその発信）

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	ホームページの活用と充実			条例との関係 § 7-1	
				規則等の有(無)	
評価細目	① 新着情報	② 議会の紹介	③ 議会の情報	④ 市民参加	⑤ 活動報告・評価
(HP 内容)	⑥ 情報公開	⑦ 問い合わせ	⑧ その他		
現状と その課題等	① 各コンテンツの更新をその都度新着情報として掲載している。 ② 議員名簿や委員会一覧等を掲載している。 ③ たきざわ市議会だよりや本会議の録音放送等を過去のものを含め掲載している。 ④ 請願・陳情、議会報告会等を過去のものを含め掲載している。 ⑤ 委員会活動報告、政務活動報告等を掲載している。 ⑥ 議会費（決算）、議長交際費等を掲載している。 ⑦ 市民からの問い合わせに関する事項を掲載している。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
5	評価の理由又は根拠 幅広く議会の情報を掲載し、発信している。				
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：A 今後も、時代の流れに沿った対応をしていく。				
A					

第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心が持て、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。

I-4 《インターネット等の活用》 開かれた議会（情報公開とその発信）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	インターネット等の活用				条例との関係 § 7-1
					規則等の有(無)
評価細目	① YouTube	② Facebook	③ Twitter	④ その他	
現状と その課題等	① YouTube で本会議、予算決算常任委員会等の中継と録画放送を行っている。 ② 活用していない。 ③ 活用していない。 ④ YouTube 以外の媒体の活用について委員会で協議した。				
評価	5：十分な成果が出ている (80点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60～80点程度) 3：成果が不十分 (40～60点程度) 2：成果が出ていない (40点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし (評価対象外)				
	評価の理由又は根拠 YouTube の配信により十分な情報発信を行っているが、SNS の活用に課題がある。				
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：B SNS の活用について引き続き検討する。				

4

B

第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心を持って、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な
 広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。

I - 5 《政務活動費の透明性》開かれた議会（情報公開とその発信）

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	政務活動費の透明性（26条関係）			条例との関係 § 26-2	
				規則等の有/無 条例有（P80～）	
評価細目	10条 ① 報告書の提出	12条 ② 余剰金の返還	14条 ③ 報告書の保管等	運用指針（P97）④ 基準の順守	⑤ 公開の内容等
現状と その課題等	① 条例の期限までに提出されている。 ② 条例の期限までに返還がなされている。 ③ 事務局において保管されている。 ④ 使途の透明性は十分に公開されている。 ⑤ 領収書等の明細をHPで公開している。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし（評価対象外）				
4	評価の理由又は根拠 ・年間活動計画が作成されていない。 ・年間活動計画の作成について昨年度から改善が進んでいない。				
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：B ・購入した資料（新聞・書籍等）の活用の仕方を公表する必要がある。 ・会派及び個人の年間活動計画（視察・研修等）を事前に公表する必要性を検討すべき。 ・評価における「成果」の解釈についての議論が必要。				
B					

（政務活動費）

第 26 条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、[滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例（平成 15 年滝沢村条例第 15 号）](#)の定めるところにより、これを適正に**使用しなければならない。**

2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書、領収書等を議長に報告するとともに、当該年度に**1回以上、政務活動費による活動内容を公表しなければならない。**

II-1 《参考人制度及び公聴会制度等の活用》 市民とともに歩む議会：市民参加

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	参考人制度及び公聴会制度等(6条4項関係)		条例との関係 §6-4
			規則等の有/無 議員必携により委員会とする
評価細目	① 参考人制度を十分に活用しているか(必携 P177)	② 公聴会制度を十分に活用しているか(必携 P177)	③ 成果は
現状とその課題等	①付託された請願1件のうち、1件で参考人(請願者)から意見を聴いた。 ※請願「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書」 ②公聴会制度は活用すべき案件がなかった。 ③参考人制度を活用し、審査の参考とした。		
評価	5：十分な成果が出ている (80点以上) 4：成果が出ているが改善の余地がある (60～80点程度) 3：成果が不十分 (40～60点程度) 2：成果が出ていない (40点未満) 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし(評価対象外)		
	評価の理由又は根拠 ・請願に関しては、II-2で評価する。		
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止		
	評価の理由又は根拠 ・参考人制度における「参考人」に、請願等の提出者が含まれるのか明確にする必要がある。		

第6条 (1～3号は、評価Ⅰ—1で。5号は評価Ⅱ—2で)

- 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。

Ⅱ-1 《参考人制度及び公聴会制度等の活用》 市民とともに歩む議会：市民参加

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	参考人制度及び公聴会制度等（6条4号関係）		条例との関係 §6-4 規則等の 有/無 議員必携により委員会とする
評価細目	① 参考人制度を十分に活用しているか（必携 P177）	② 公聴会制度を十分に活用しているか（必携 P177）	③ 成果は
現状と その課題等	① 付託された請願（陳情）3件のうち2件で参考人（請願者）から意見を聴いた。 ② 活用していない。 ③ 参考人制度を活用し、審査の参考とした。公聴会制度は活用していない。		
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）		
	評価の理由又は根拠 参考人制度を十分に活用した。		
	5		
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：A		
	A		

第6条（1～3号は、評価Ⅰ—1で。5号は評価Ⅱ—2で）

- 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。

II-1 《参考人制度及び公聴会制度等の活用》 市民とともに歩む議会：市民参加

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	参考人制度及び公聴会制度等(6条4号関係)			条例との関係 §6-4
				規則等の有(無) 議員必携により委員会とする
評価細目	① 参考人制度を十分に活用しているか(必携 P177)	② 公聴会制度を十分に活用しているか(必携 P177)	③ 成果は	
現状と その課題等	① 付託された請願(陳情)3件のうち2件で参考人(請願者)から意見を聴いた。 ② 活用すべき案件はなかった。 ③ 参考人制度を活用し、審査の参考とした。公聴会制度は活用すべき案件がなかった。			
評価	5: 十分な成果が出ている (80点以上) 4: 成果が出ているが改善の余地がある (60~80点程度) 3: 成果が不十分 (40~60点程度) 2: 成果が出ていない (40点未満) 1: 条例又は規則等の見直しが必要 0: 評価なし(評価対象外)			
5	評価の理由又は根拠 必要に応じて参考人制度を活用した。			
	今後の方向性 A: 現状のまま継続、 B: 一部改善、 C: 全面的に改善、 D: 終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度:— 今後も案件に応じて活用する。			
A				

第6条 (1~3号は、評価I-1で。5号は評価II-2で)

4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。

II-2 《請願等の審議》 市民とともに歩む議会:市民参加

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	請願等の審議（6条5項関係）				条例との関係 § 6-5
					規則等の 有 / 無 議員必携による
評価細目	① 必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設ける（条例）	② 紹介議員の役割りは（必携）	③ 願意の妥当性（必携）	④ 実現の可能性（必携）	
現状とその課題等	①付託された請願1件のうち、1件で参考人（請願者）から意見を聴いた。 ※請願「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書」 ②紹介議員からの意見を聴いた案件は0件だった。 ③付託された請願1件のうち、1件で参考人から意見を聴き、願意の妥当性の判断材料とした。 ④付託された請願1件のうち、1件で実現可能性の観点での審査を行った。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
5	評価の理由又は根拠 ・適正な審議が行われている。				
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・ほぼ、十分に実施したため。				
A					

第6条（1～4号は省略：評価1、2）

5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

Ⅱ-2 《請願等の審議》 市民とともに歩む議会:市民参加

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	請願等の審議（6条5号関係）				条例との関係 § 6-5
					規則等の有 / 無 議員必携による
評価細目	① 必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設ける(条例)	② 紹介議員の役割りは(必携)	③ 願意の妥当性(必携)	④ 実現の可能性(必携)	
現状と その課題等	① 付託された請願（陳情）3件のうち2件で参考人（請願者）から意見を聴いた。 ② 付託された請願2件のうち2件で紹介議員から意見を聴いた。 ③ 付託された請願（陳情）3件のうち3件で参考人又は紹介議員から意見を聴き、願意の妥当性の判断材料とした。 ④ 付託された請願（陳情）3件のうち2件で実現可能性の観点での審査を行った。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
5	評価の理由又は根拠 請願者及び紹介議員より意見を聴いた。				
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：A				
A					

第6条（1～4号は省略：評価1、2）

5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

II-2 《請願等の審議》 市民とともに歩む議会:市民参加

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	請願等の審議（6条5号関係）				条例との関係 § 6-5
					規則等の有 / 無 議員必携による
評価細目	① 必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設ける(条例)	② 紹介議員の役割(必携)	③ 願意の妥当性(必携)	④ 実現の可能性(必携)	
現状と その課題等	① 付託された請願（陳情）3件のうち2件で参考人（請願者）から意見を聴いた。 ② 付託された請願2件のうち0件で紹介議員から意見を聴いた。 ③ 付託された請願（陳情）3件のうち2件で参考人から意見を聴き、願意の妥当性の判断材料とした。 ④ 付託された請願（陳情）3件のうち3件で実現可能性の観点での審査を行った。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：A				
	請願が付託された場合は、必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設ける。 また、紹介議員の役割を果たす。願意の妥当性も協議する。				

第6条（1～4号は省略：評価1、2）

5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

Ⅱ-3 《市民議会》

市民とともに歩む議会:市民参加

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市民とともに歩む議会運営（8条関係）			条例との関係 § 8		
	市民議会			市民議会実施要綱（例規集 P104）		
評価細目	① 議員が答弁者となる	② 終了後報告書作成	③ 対応報告 等 HP 等に掲載	④ 参加者に報告書等	⑤ 市長報告	⑥ その他
現状とその課題等	① 市民議会議員へ答弁を行った。 ② 報告書を作成した。 ③ HP に当日の様子を掲載した。 ④ 作成した報告書を送付した。 ⑤ 作成した報告書を市長へ使送した。					
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）					
4	評価の理由又は根拠 ・実施要綱に規定している報告書を HP に掲載していなかった。					
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・次回開催にあたっては、報告書にも記載されている参加者の声（意見）を反映させていく必要がある。					
A	今後の方向性 A					
	評価の理由又は根拠 ・次回開催にあたっては、報告書にも記載されている参加者の声（意見）を反映させていく必要がある。					

（市民議会）第8条 議会は、多くの市民が参加できる場として、市民議会の開催に努めるものとする。

市民議会実施要綱(条例第8条第2項:必要な事項は別に定める⇒市民議会実施要綱)

要綱第8条 市議会議員が説明及び答弁者になり、市民議会の参加者が質問及び提言者となる。 第9条 市民への周知

” 第10条第1項 出された意見、要望提言等全文筆記する。 2項 終了後、速やかに報告書を議長に提出する。

3項 報告書、対応方針等を HP に掲載するとともにその概要を「議会だより」に掲載する。

4項 参加者に第2項の報告書、対応方針を送付する。

” 第11条 市長その他の執行機関の長が処理すべき要望等が提出されたときは、これを取りまとめその長に報告する。

II-4 《議会報告会》 市民とともに歩む議会（市民参加）

検討委員会等：①議会運営委員会 ②3常任委員会 ③広報常任委員会 ④広聴常任委員会 ⑤その他

項目	市民とともに歩む議会運営（9条関係）				条例との関係 §9
	議会報告会				議会報告会実施要綱（例規集 P106）
評価細目	①年1回以上の開催	②市民等への周知（要綱第8条）	③成果の公表（要綱第9条）	④実施の成果は	⑤その他
現状とその課題等	①令和4年7月14日から30日の期間に市内8会場において対面形式で実施した。 ②自治会への開催案内の配布、回覧を実施。報道機関への情報提供も実施。 HPは事後掲載。 モニターへは広報の記事アンケートで意見聴取。 ③意見の要約、報告書を作成し、HPに掲載及び市議会だよりで公表。 ④市政全体、あるいは市内各地域特有の課題等への意見を集約することができた。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
4	評価の理由又は根拠 ・各委員会報告に関する資料が不足していた場面があったため、参加者に対し、説明に用いる資料を不足なく配布する必要がある。 ・参加者アンケートにおける「満足度」が74.4%だった。				
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止				
A	評価の理由又は根拠 ・参加自治会を増やす努力をする。 ・総括的な地域課題を把握するため、自治会単位ではない枠組での開催を検討する。 ・報告会の形式、実施時期、ツール等の改善・検討に取り組む必要がある。 ・実施要項は改正なし（ただし、SNSに関する記載の追加については検討の余地あり）。				

（議会報告会）第9条 議会は、市民の参加を高め、連携を深める場として、議会報告会を年1回以上開催し、広く市民に議会の活動状況を報告するとともに意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。

議会報告会実施要綱（条例第9条第2項：必要な事項は別に定める⇒議会報告会実施要綱 P106）

要綱第8条 市民への周知を図るために、次に掲げる方法で周知に努める。(1)～(5)・・・省略

“ 第9条 成果の公表（条文 省略） 第10条 要望書等の報告

Ⅱ-5 《市民懇談会》

市民とともに歩む議会:市民参加

必須

検討委員会等 ① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市民とともに歩む議会運営（10条関係）				条例との関係 §10
	市民懇談会				市民懇談会実施要綱（例規集 P108）
評価細目	①市民への周知 （要綱 § 8）	②報告書の作成と 公表（要綱 § 9）	③執行機関への報 告（要綱 § 10）	④実施の成果 は	⑤その他
現状と その課題等	①所管事務調査内容に関する市民懇談会のため「市民への周知を図る必要」がない。 ②所管事務調査の報告書の中で懇談会の内容を記載するため、個別の報告書はなかった。 ③懇談会を実施していないため「市長等が処理すべき要望等」はなかった。 ④実施していないため成果はない。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
0	評価の理由又は根拠 ・外部団体等からの申出もなく、広聴常任委員会主催の懇談会はなかった。				
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・特になし。 ※広聴常任委員会の役割は、外部団体等からの申出があった時の「調整役」の位置付けと考える。				
（市民懇談会）第10条 議会は、市民団体と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、市民懇談会を開催するものとする。					
市民懇談会実施要綱（条例第10条第2項：必要な事項は別に定める⇒市民懇談会実施要綱 P108） 要綱第8条 市民への周知を図るために、次に掲げる方法で周知に努める。(1)～(6)…省略 " 第9条 成果の公表（条文 省略） " 第10条 要望書等の報告					

Ⅱ-6 《政策討論会》

市民とともに歩む議会（市民参加）

選択

検討委員会等 ① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市民とともに歩む議会運営（11条関係）		条例との関係 §11	
	政策討論会		規則等の有 / 無	
評価細目	① 討論会を実施しているか	② テーマの設定及び内容は適切か	③ 成果は	④ その他
現状とその課題等	①実施していない。 ②実施していない。 ③実施していない。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし（評価対象外）			
0	評価の理由又は根拠 実施すべき案件がなく、実施していない。			
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：A 議会運営委員会で実施に必要な要綱を定めていないため、今後策定する必要がある。			
B				

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため市民を対象とした政策討論会を開催することができる。

II-7 《議会サポーター》

市民とともに歩む議会:市民参加

検討委員会等 ① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	市民とともに歩む議会運営（23条関係）		条例との関係 §23
	議会サポーター		サポーター設置要項（例規集 P113）
評価細目	① 人選・資格は適切か（議会及び市政に 関心 があるかどうか等）：要綱 §2-4/5	② 職務は適切か（議会運営又は広聴広報活動の事務又は業務）：要綱 §3-1/2	③ 成果は
現状と その課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性、役割に疑問があり、現在機能していない <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; color: red;"> これまで、何度も議論されてきたが、難しい。継続性が無い?? </div>		
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし（評価対象外）		
0	評価の理由又は根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・議会サポーターを委嘱していない。 ・議会サポーターの必要性を感じず、設置の議論をしていない。 		
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：A		
A	<ul style="list-style-type: none"> ・高校や大学等と連携をしたい。 ・機会があれば活用したい。 ・困りごとに手助けしてもらうための制度ではない。 ・市民が議会に興味・関心を持てるようにするための制度。 		

第23条 議会は、議会への市民参加を促進するため、**必要に応じて**議会サポーターを設置する。

2 議会サポーターは、議会運営に関する事務及び広聴広報活動に関する業務の支援等を行うものとする。

3 議会は、自主的な協力者として活動する議会サポーターに必要な情報提供及び学習の機会を提供するように努めるものとする。

Ⅲ-1 《政策提言》

行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策提言（3条5号7条2項）			条例との関係 § 3-5, 7-2
	政策提言			規則等の 有 / 無 ・議会サイクルによる
細目	① 政策提言に努めたか (条例)・所管事務調査	② 内容は十分であったか	③ 成果は	その他
現状と その課題等	①政策提言に結び付く所管事務調査を行っており、現在も継続調査中である。 ②現在、継続調査中であるため、内容の充足については判断できない。 ③現在、継続調査中であるため、成果については判断できない。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）			
0	評価の理由又は根拠 ・現在、継続調査中のため。			
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止			
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止			
A	評価の理由又は根拠 ・現在、継続調査中のため。			
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止			

（議会の活動原則）

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(5) 市民の多様な意見を把握し、**政策立案及び政策提言に努めること。**

第7条（1項 略）

2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、**政策提言の拡大に努めるものとする。**

Ⅲ-1 《政策提言》

行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策提言（3条5号7条2項）			条例との関係 § 3-5, 7-2
	政策提言			規則等の有 / 無 ・議会サイクルによる
細目	① 政策提言に努めたか (条例)・・所管事務調査	② 内容は十分であったか	③ 成果は	④ その他
現状と その課題等	① 調査が終了した所管事務調査で政策提言型の報告書を作成した。 ② 調査が終了した所管事務調査で市民からの意見聴取結果を含めた内容で報告書を作成した。 ③ 調査が終了した所管事務調査で当局を含む本会議出席者へ報告書を配付した。 ④ 調査が終了した所管事務調査で当局へ提出する提言書草案を作成した。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）			
5	評価の理由又は根拠 市民の意見を聴き、報告書を作成した。			
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：A 委員会として提言書草案の作成を進めたが、要綱を基に政策討論会及び政策検討会が実施できれば政策提言が推進される。			
B				

（議会の活動原則）

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

（5）市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に努めること。

第7条（1項 略）

2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めるものとする。

Ⅲ-1 《政策提言》

行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策提言（3条5号7条2項）			条例との関係 § 3-5, 7-2
	政策提言			規則等の有 / 無 ・議会サイクルによる
細目	① 政策提言に努めたか (条例)・所管事務調査	② 内容は十分であったか	③ 成果は	④ その他
現状と その課題等	① 調査終了した所管事務調査1件で政策提言型の報告書を作成した。 ② 調査終了した所管事務調査1件で市民からの意見聴取結果を含めた内容で報告書を作成した。 ③ 調査終了した所管事務調査1件で当局を含む本会議出席者へ報告書を配付した。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）			
4	評価の理由又は根拠 ふるさと納税に関する所管事務調査について、さらに広く市民の意見を聴く機会を作ることも必要だった。			
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：A 市民の多様な意見をより多く聴くように努める。			
B				

（議会の活動原則）

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(5) 市民の多様な意見を把握し、**政策立案及び政策提言**に努めること。

第7条（1項 略）

2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、**政策提言の拡大に努めるものとする。**

Ⅲ-2 《市長等との論戦》

行動する議会（成果を追求）

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：市長等との論戦（12条・13条関係）			条例との関係 §12、13
	市長等との論戦とその明確化			規則等の有・無 議員必携による
評価細目	① §12 の意識があるか （争点の明確化等）	② §13 の7項目を意識し、 論戦をしているか	③ 成果は	
現状と その課題等	①該当する案件はなかった。 ②該当する案件はなかった。 ③該当する案件はなかった。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）			
0	評価の理由又は根拠 ・該当する案件はなかった。			
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・該当する案件はなかった。			
A				

第12条 直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。

第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果

Ⅲ-2 《市長等との論戦》

行動する議会（成果を追求）

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：市長等との論戦（12条・13条関係）		条例との関係 §12、13	
	市長等との論戦とその明確化		規則等の有 無 議員必携による	
評価細目	① §12 の意識があるか （争点の明確化等）	② §13 の7項目を意識し、 論戦をしているか	③ 成果は	
現状と その課題等	① 該当する重要な案件はなかった。 ② 該当する重要な案件はなかった。 ③ 該当する重要な案件はなかった。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）			
0	評価の理由又は根拠 3 常任委員会での評価に馴染まない項目のため評価できない。			
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3 年度：B 論戦する機会や争点をどこにするかなど、具体性に欠けるため評価できない。実施要綱を別に定める必要がある。			
C				

第12条 直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。

第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果

Ⅲ-2 《市長等との論戦》 行動する議会（成果を追求）

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：市長等との論戦（12条・13条関係）			条例との関係 §12、13
	市長等との論戦とその明確化			規則等の有・無 議員必携による
評価細目	① §12 の意識があるか （争点の明確化等）	② §13 の7項目を意識し、 論戦をしているか	③ 成果は	
現状と その課題等	① 該当する重要な案件はなかった。 ② 該当する重要な案件はなかった。 ③ 該当する重要な案件はなかった。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）			
0	評価の理由又は根拠 3 常任委員会での評価に馴染まない項目のため評価できない。			
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：—			
—	3 常任委員会での評価に該当しない項目			

第12条 直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。

第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策評価（14 条関係）			条例との関係 § 14
	市長等が行う施策・施策の評価			
評価細目	① 評価を実施しているか	② 評価の内容は適切か	③ 評価の成果は	④ その他
現状とその課題等	①第 2 次滝沢市総合計画調査特別委員会において、政策評価を実施した。 ②各指標等に基づき評価を実施した。 ③未達成施策は、予算議案審査等において、委員個々の着眼点とした。			
評価	5：十分な成果が出ている（80 点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80 点程度） 3：成果が不十分（40～60 点程度） 2：成果が出ていない（40 点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）			
3	評価の理由又は根拠 ・第 2 次滝沢市総合計画調査特別委員会が途中で終了し、新たな指標等が示されなかったため。			
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止			
今後の方向性	評価の理由又は根拠 ・評価対象について、明確な定めが必要。			
A				

第 14 条 議会は、**必要に応じ**、議会独自で政策評価を実施するものとする。

2 政策評価の実施に関し必要な事項は、**別に定める**。

【第 14 条の説明】

市長等が行う政策や施策が市民の立場で行われているかを判断し、必要と認めた場合には政策評価を実施する。

(1) 決算審査を行う 9 月会議の前に抽出して評価する場合や、特定の市政課題について随時評価をする。

(2) 実施する主体は、3 常任委員会、特別委員会等でその都度きめていく。

《Ⅲ－3 政策評価》

行動する議会（成果を追求）

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策評価（14 条関係）		条例との関係 § 14	
	市長等が行う施策・施策の評価			
評価細目	① 評価を実施しているか	② 評価の内容は適切か	③ 評価の成果は	④ その他
現状とその課題等	① 第 2 次滝沢市総合計画調査特別委員会において、政策評価を実施した。 ② 当局からの説明（指標）をもとに評価を実施した。 ③ 未達成施策は予算議案審査等において委員個々の着眼点とした。			
評価	5：十分な成果が出ている（80 点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80 点程度） 3：成果が不十分（40～60 点程度） 2：成果が出ていない（40 点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）			
5	評価の理由又は根拠 十分な評価を行った。			
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3 年度：B 次期委員会へ引継ぎを行う。			
A				

第 14 条 議会は、**必要に応じ**、議会独自で政策評価を実施するものとする。

2 政策評価の実施に関し必要な事項は、**別に定める**。

【第 14 条の説明】

市長等が行う政策や施策が市民の立場で行われているかを判断し、必要と認めた場合には政策評価を実施する。

(1) 決算審査を行う 9 月会議の前に抽出して評価する場合や、特定の市政課題について随時評価をする。

(2) 実施する主体は、3 常任委員会、特別委員会等でその都度きめていく。

《Ⅲ－3 政策評価》

行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策評価（14 条関係）		条例との関係 § 14	
	市長等が行う施策・施策の評価		規則等の 有・無	
評価細目	① 評価を実施しているか	② 評価の内容は適切か	③ 評価の成果は	④ その他
現状と その課題等	① 特別委員会における第2次総計調査に当たって政策評価を実施した。 ② 定量的視点で評価を実施した。 ③ 未達成施策は予算議案審査等において委員個々の着眼点とした。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）			
4	評価の理由又は根拠 特別委員会においては実施したが、産業建設常任委員会としては不十分な点があった。			
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：— 案件に応じて委員会での評価実施を検討する。			
B				

第14条 議会は、必要に応じ、議会独自で政策評価を実施するものとする。

2 政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

【第14条の説明】

市長等が行う政策や施策が市民の立場で行われているかを判断し、必要と認められた場合には政策評価を実施する。

(1) 決算審査を行う9月会議の前に抽出して評価する場合や、特定の市政課題について随時評価をする。

(2) 実施する主体は、3常任委員会、特別委員会等でその都度きめていく。

《Ⅲ-4 予算審議》

行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策評価（15条関係）		条例との関係 §15、§13		
	予算における審議		規則等の 有・無		
評価細目	① 懸案事項の設定は適切だったか	② 分野別質疑は十分だったか	③ 総括質疑は適切だったか	④ 自由討議は	⑤ 成果は ⑥ その他
現状とその課題等	① R5年度予算審査においては「若者定住に関する提言書」を共通テーマとした。 ② 複数の担当委員を決めて質疑を行った。 ③ 委員会として総括質疑に当たっての項目を精査し、総括質疑を行った。 ④ 自由討議を実施した。 ⑤ 賛否表明の判断に資した。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
4	評価の理由又は根拠 共通テーマ以外の重点項目の審議が十分にできなかった。				
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 今後の方向性【改善点等】3年度：A				
B	委員会独自の重点項目をしっかりと審議できるよう日程の確保が必要。				

第15条 議会は、**予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定**に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

（※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果）

《Ⅲ-4 予算審議》

行動する議会（成果を追求）

必須

予算決算常任委員会

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策評価（15条関係）	条例との関係 §15、§13				
	予算における審議					
評価細目	① 懸案事項の設定は適切だったか	② 分野別質疑は十分だったか	③ 総括質疑は適切だったか	④ 自由討議は	⑤ 成果は	⑥ その他
現状とその課題等	① 「若者定住に関する提言書」を共通テーマとし、質疑項目をまとめた。 ② 複数の担当委員を決めて質疑を行った。 ③ 委員会として総括質疑に向けて項目を精査し、総括質疑を行った。 ④ 自由討議を実施した。 ⑤ 賛否表明の判断に資した。					
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）					
	評価の理由又は根拠 十分な審議を行った。					
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 今後の方向性【改善点等】 3年度：B					

第15条 議会は、**予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定**に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

（※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 ）

《Ⅲ－４ 予算審議》

行動する議会（成果を追求）

必須

予算決算常任委員会

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策評価（15条関係）	条例との関係 §15、§13			
	予算における審議				
評価細目	① 懸案事項の設定は適切だったか	② 分野別質疑は十分だったか	③ 総括質疑は適切だったか	④ 自由討議は	⑤ 成果は ⑥ その他
現状とその課題等	① 令和5年度予算審査においては「若者定住に関する提言書」を共通テーマとした。 ② 複数の担当委員を決めて質疑を行った。 ③ 委員会として総括質疑に当たっての項目を精査し、総括質疑を行った。 ④ 自由討議を実施した。 ⑤ 賛否表明の判断に資した。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
4	評価の理由又は根拠 ・明確な答弁を得るための質問に工夫が必要だった。				
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 今後の方向性【改善点等】 ・議会独自（令和3年度決算の額、令和4年度予算、令和4年度決算見込み額、令和5年度予算等）の参考資料の作成を検討する。				
B	今後の方向性				

第15条 議会は、**予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定**に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

（※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果）

《Ⅲ-5 決算審議》

行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策評価（15条関係）				条例との関係 §15、§13
	決算における審議				
評価細目	① 懸案事項の設定は適切か	② 分野別質疑は十分か	③ 総括質疑は適切か	④ 自由討議は	5 成果は
現状とその課題等	① 過去の予算決算審査、議会報告及び議員活動から課題を抽出し、懸案事項を設定した。 ② 複数の担当委員を決めて質疑を行った。 ③ 委員会としての総括質疑に当たっての項目を精査し、総括質疑を行った。 ④ 自由討議を実施しなかった。 ⑤ 賛否表明の判断に資した。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
4	評価の理由又は根拠 ・明確な答弁を得るための質問に工夫が必要だった。				
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 ・議会独自（当初予算額から、補正を経て決算額までの）参考資料の作成を検討する。				
A	第15条 議会は、 予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定 に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。				
	（※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果）				

《Ⅲ－５ 決算審議》

行動する議会（成果を追求）

必須

予算決算常任委員会

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策評価（15条関係）				条例との関係 §15、§13
	決算における審議				
評価細目	① 懸案事項の設定は適切か	② 分野別質疑は十分か	③ 総括質疑は適切か	④ 自由討議は	5 成果は
現状とその課題等	① 議会報告会や市民懇談会、過去の予算決算審査等から課題を抽出し、懸案事項を設定した。 ② 複数の担当委員を決めて質疑を行った。 ③ 委員会として総括質疑に向けて項目を精査し、総括質疑を行った。 ④ 自由討議を実施しなかった。 ⑤ 賛否表明の判断に資した。				
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
5	評価の理由又は根拠 十分な審議を行った。				
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：B				
A					

第15条 議会は、**予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定**に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

（※ 第13条 (1)政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 ）

《Ⅲ－５ 決算審議》

行動する議会（成果を追求）

必須

予算決算常任委員会

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策評価（15 条関係）				条例との関係 § 15、§ 13
	決算における審議				規則等の 有（無）
評価細目	① 懸案事項の設定は適切か	② 分野別質疑は十分か	③ 総括質疑は適切か	④ 自由討議は	5 成果は
現状と その課題等	① 過去の予算決算審査、議会報告会及び議員活動から課題を抽出し、懸案事項を設定した。 ② 複数の担当委員を決めて質疑を行った。 ③ 委員会として総括質疑に当たっての項目を精査した結果、総括質疑は行わなかった。 ④ 自由討議を実施しなかった。 ⑤ 賛否表明の判断に資した。				
評価	5：十分な成果が出ている（80 点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80 点程度） 3：成果が不十分（40～60 点程度） 2：成果が出ていない（40 点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：評価なし（評価対象外）				
4	評価の理由又は根拠 自由討議まで行うことができなかった。				
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3 年度：A 自由討議までつなげるよう努める。				
B					

第 15 条 議会は、**予算及び決算の審議に当たって、第 13 条の規定**に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

（※ 第 13 条 (1) 政策の必要性、(2) 提案に至るまでの経緯、(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容、(5) 総合計画との整合性、(6) 財源措置、(7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 ）

《Ⅲ－６ 議決事件の追加》

行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等 ① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：議決事件（16 条関係）		条例との関係 § 16	
	議決事件の追加		規則等の 有 / 無	
評価細目	① 積極的に検討しているか	② 内容は適切か	③ 成果は	④ その他
現状と その課題等	① 2 件（総合計画基本構想、名誉市民）を従前より議決事件に追加しているが、新たな追加の検討はしていない。 ② 新たな議決事件の追加は検討していない。 ③ 新たな議決事件の追加は検討していない。			
評価	5：十分な成果が出ている（80 点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80 点程度） 3：成果が不十分（40～60 点程度） 2：成果が出ていない（40 点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし（評価対象外）			
4	評価の理由又は根拠 ・必要がないため、新たな議決事件の追加は検討していない。 ・従前より追加している議決事件（総合計画基本構想）により、総合計画の審議ができている。			
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3 年度：A 議決事件を追加する必要性を感じなかった。			
A				

第 16 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（説明 提案する市長等に一方的に重責をおわせることなく、議決をすることにより、議会及び議員も公平に責任を分担するという視点）

《Ⅲ-7 自由討議》

行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：自由討議（17条関係）		条例との関係 §17	
	自由討議による合意形成		規則等の 有 無 自由討議実施要綱（例規集 P65）	
評価細目	① 自由討議を中心に議論を尽くしたか。	② 議題は適切か（議案・請願等）要綱 §2-2	③ 成果は	④ その他
現状と その課題等	① 本会議及び予算決算常任委員会で審議した109議案中2議案で自由討議を実施した。 ② 賛否が分かれることが予想される重要な議案で実施した。 ③ 賛否表明の判断に資した。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし（評価対象外）			
5	評価の理由又は根拠 ・必要な議案で内容を吟味し、自由討議を実施した。 ・実施した自由討議では、多くの意見を出し合った。			
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：A 現状のとおり活発な討議を行う。			
A	第17条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において、議員提出案件、市長提出案件及び請願、陳情等の市民提出案件に関し審議をし、結論を出す場合、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くし、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。			
	2 前項の場合において、市長等に対する本会議等への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。 3 議員は、第1項の議員相互の自由討議を進め、政策提言、条例制定、意見等の議案提出に積極的に努めるものとする。			

《自由討議実施要項(P65)》

(この条文を記載)

《Ⅲ－８ 政策検討会》

行動する議会（成果を追求）

検討委員会等：① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	行動する議会：政策検討会（19条関係）		条例との関係 §19	
	政策検討会		規則等の有 / 無 定めが無い	
評価細目	① 検討会は実施されたか	② テーマは適切だったか	③ 成果は	④ その他
現状と その課題等	①実施していない。 ②実施していない。 ③実施していない。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし（評価対象外） ----- 評価の理由又は根拠 0 実施すべき案件がなく、実施していない。			
今後の方向性	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 ----- 評価の理由又は根拠 3年度：A B 議会運営委員会で実施に必要な要綱を定めていないため、今後策定する必要がある。			

（政策検討会）

第19条 議会は、政策討論会を開催した場合は、政策立案及び政策提言を推進するため政策検討会を開催するものとする。

2 政策検討会に関し必要な事項は、別に定める。

定めが無い

《Ⅲ－９ 議会モニター》

行動する議会（成果を追求）

必須

検討委員会等 ① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	議会活動補完機能：議会モニター（22条関係）		条例との関係 § 22	
	議会モニター		規則等の <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 モニター設置要綱（例規集 P110）	
評価細目	① 人選・資格は適切か（議会及び市政に 関心 があるかどうか等）：要綱 § 4-4/5	② 職務は適切か（議会運営又は広聴広報活動の事務又は業務：要綱 § 5-1	③ 成果は	④ その他
現状と その課題等	①議会モニターを6名に委嘱している。（令和5年3月31日時点） 議会だよりに関するアンケート4件の回答をいただいた。 ②議会だよりに関するアンケートを依頼している。 ③アンケートによりいただいた意見等は、都度取扱いを協議し議会運営に反映している。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし（評価対象外）			
今後の方向性	評価の理由又は根拠 アンケート回答をいただいているが、回答者に偏りがあるため、多くの議会モニターから回答をいただくための環境づくりについて改善の余地がある。			
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度 A 現状のまま継続する。			

（議会モニターの設置）

第 22 条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、**議会モニターを設置する。**

2 議会モニターは、議会に対し議会運営に関する意見や改善提言等を行うものとする。

3 議会は、議会モニターから聴取した意見や改善提言等を議会運営に反映させるように努めるものとする。

4 議会モニターの氏名は公開を原則とし、その活動は原則として無償とする。

5 議会モニターに関し必要な事項は、別に定める。

《Ⅲ-10 議会アドバイザー》

行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等 ① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	議会活動補完機能：アドバイザー（24条関係）		条例との関係 §24	
	議会アドバイザー		規則等の <input checked="" type="radio"/> 有 / 無 設置要綱（例規集 P116）	
評価細目	① 人選・資格は適切か ：要綱 § 2	② 職務・活用は適切 だったか	③ 成果は	④ その他
現状と その課題等	① 大学教授や元議会議務局長など3名に議会アドバイザーを委嘱している。（令和5年3月31日時点） ② 3名から講演いただいた。また、予算審査においてワールドカフェのファシリテーターをしていただいた。 ③ 議会の資質向上が図られているほか、議会評価や議会改革の検討に活用している。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし（評価対象外）			
5	評価の理由又は根拠 議会アドバイザー制度を十分に活用できている。			
	A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：A			
今後の方向性	A 現状のまま継続する。			

（議会アドバイザーの設置）

第24条 議会は、議会の資質向上を図るため、必要に応じて議会アドバイザーを設置する。

- 2 議会アドバイザーは、議会全般にわたって、門的な知識及び経験等を踏まえて助言、提言、指導等を行うものとする。
- 3 議会は、議会アドバイザーに必要な情報及び資料を提供するように努めるものとする。
- 4 議会アドバイザーの氏名は公開を原則とし、その協力活動に対し必要と認めるときは、謝礼等を支給するものとする。
- 5 議会アドバイザーに関し必要なことは、別に定める。

《Ⅲ-11 危機管理》

行動する議会（成果を追求）

選択

検討委員会等 ① 議会運営委員会 ② 3 常任委員会 ③ 広報常任委員会 ④ 広聴常任委員会 ⑤ その他

項目	危機管理（34条関係）		条例との関係 §34	
	危機管理体制		規則等の 有 無 市議会災害対策連絡会議規程	
評価細目	① 緊急時に機能的に活動できるよう体制の整備に努めているか(条例)	② 市災害対策本部等と情報を共有しているか	③ 議会の連絡会議は機能しているか	④ その他
現状と その課題等	① 連絡網を作成し、体制は整備されている。 ② 議会事務局長が災害対策本部会議に出席し、状況に応じて情報を議員へ連絡している。 ③ 開催していない。			
評価	5：十分な成果が出ている（80点以上） 4：成果が出ているが改善の余地がある（60～80点程度） 3：成果が不十分（40～60点程度） 2：成果が出ていない（40点未満） 1：条例又は規則等の見直しが必要 0：実施なし（評価対象外）			
4	評価の理由又は根拠 連絡網の使い方について定期的な訓練を実施すべき。			
	今後の方向性 A：現状のまま継続、 B：一部改善、 C：全面的に改善、 D：終了・廃止・休止 評価の理由又は根拠 3年度：B 業務継続計画（BCP）の策定を進める。			
B	今後の方向性 業務継続計画（BCP）の策定を進める。			
	業務継続計画（BCP）の策定を進める。			

（危機管理）

第 34 条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 議員は、災害等の不測の事態が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに滝沢市災害対策本部等と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。

3 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、市民とともに、一日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。